

漏水が発生！

いざという時 慌てないために

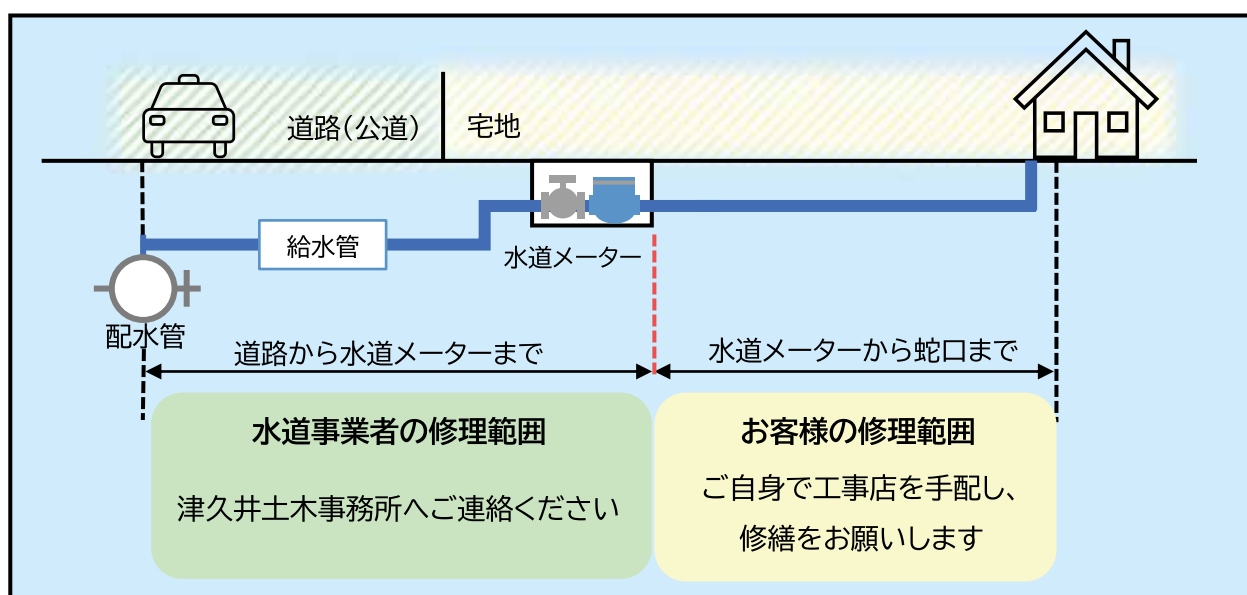
漏水について再確認しておきましょう

Q

使用者が維持管理しなければならない部分は？

A

水道メーターから蛇口までの範囲です



Q

漏水が発生したとき、
水道料金の払い戻しはある？

A

お客様に瑕疵がない場合、**減免を受けることができます**
※工事代金の補助制度はありません

減免の対象となる主なケース

- ・ 外観から発見できない漏水(地下漏水等)
 - ・ 露出していない給水管等からの漏水(壁内の漏水等)
 - ・ 漏水の修繕を怠っていなかったと認められる場合
- ⇒申請の際は、事前に津久井土木事務所へご連絡ください

減免の対象とならない主なケース

- ・ 蛇口等の給水用具やトイレの洗浄装置の故障による漏水
- ・ 漏水の事実を知りながら修繕を怠った場合
- ・ 指定給水装置工事事業者以外の事業者が修繕をした場合
(使用者自身が修繕を行った場合も含む)

指定給水装置工事事業者とは？

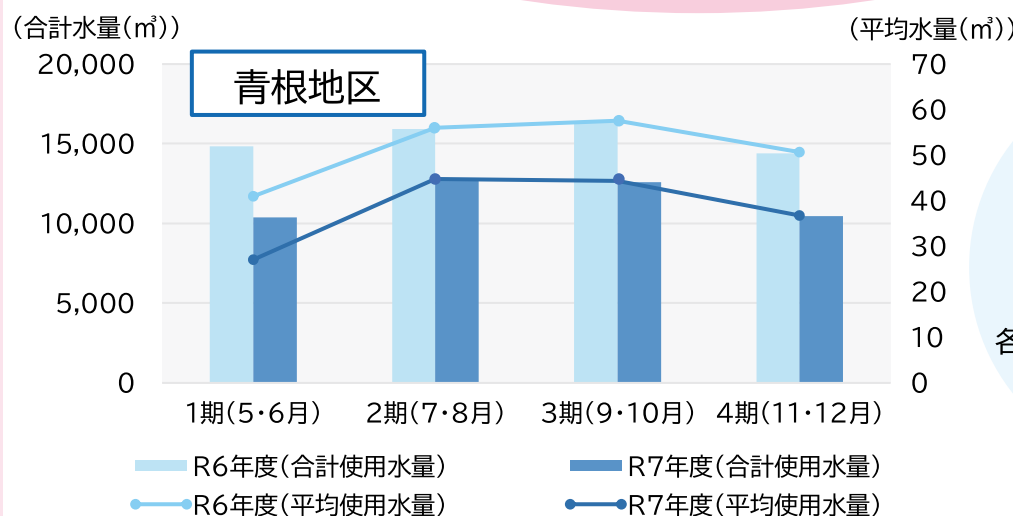
水道は工事の方法を誤ると水漏れや断水、水質への影響が生じる恐れがあることから、法律により、水道工事は自治体が指定した工事店でなければ行えないこととされています。修繕を行う場合は、必ず**相模原市の指定給水装置工事事業者**へ依頼してください。

○指定給水装置工事事業者一覧○
「事業者の皆様へ」に掲載の
PDFファイルをご覧ください



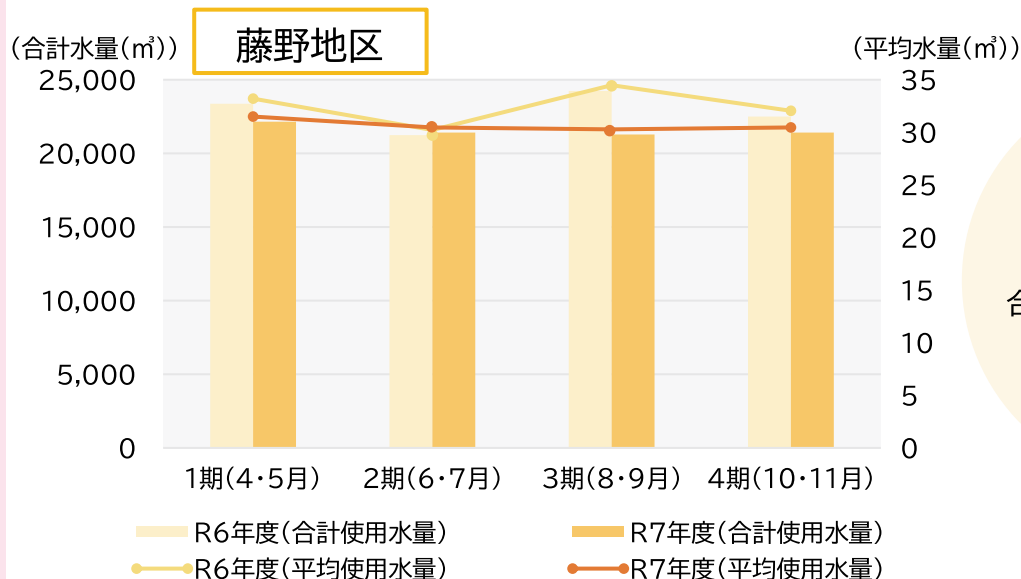
料金改定後の使用水量、その後の変化は？

前回の簡易水道たよりでは、料金改定直後の1期分の使用水量の変化をお知らせしました。
今回は、その後、各ご家庭の使用水量にどんな変化があったのかをグラフで確認していきます。



R7年度は
平均**30%減**

R6年度よりも
各期3,000m³～4,000m³減
(25mプール約13杯分減)



大きな変化なし

合計水量・平均水量ともに
横ばいで推移しており、
大きな変化なし

結 果

青根地区

前年同期と比較し、使用水量が大幅に減少

⇒料金体系が定額制から従量制に移行したため、使用水量の変化が大きかったと推測。
料金改定直後の1期だけでなく、その後も節水の意識が定着した結果と考えられる。

藤野地区

大きな変化なし

⇒料金改定による料金の変動が小さかったため、使用水量の変化も小さかったと推測。
また、漏水減免の申請件数が前年度3件から本年度14件と大幅に増加しており、速やかに漏水修繕をしていただいていることが安定した使用水量に繋がっていると考えられる。

○次回の水道料金の納入期限○

青根地区【1・2月(5期)使用分】…令和8年3月31日

藤野地区【12・1月(5期)使用分】…令和8年3月 2日

【編集・発行】

相模原市 津久井土木事務所簡易水道班

〒252-5172

相模原市緑区中野633 津久井総合事務所別館2階

TEL 042-780-8210 FAX 042-780-1481